

兵庫県公報

平成28年 1月12日 火曜日 第 2763 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	18
公安委員会告示	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	18
警察本部公告	
○ 入札公告	19

告 示

兵庫県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町黒原字岡233の3、233の4、字上へ入垣309、310
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岡233の3・字上へ入垣310（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市柏原町大新屋字瀧ヶ谷1123から1127まで、字高見ヶ城1132の1、1132の2、1133から1137まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字瀧ヶ谷1123・1124（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1125、1126、字高見ヶ城1137（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第23号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成28年1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
伊保区域	総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	平成27年12月9日
	総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同
東二見区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	平成27年12月10日
室津区域	総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	平成27年12月11日

~~~~~

**兵庫県告示第24号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西脇市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
平成28年 1月 6日から同年 3月25日まで
- 3 作業地域  
西脇市の一部

~~~~~

兵庫県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年 1月12日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年 1月12日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 吉永下徳久線	佐用郡佐用町榎田字石井2411番1から 同 郡同 町榎田字石井2906番まで	旧	8.0から 14.0まで	349.0	
		新	8.0から 14.0まで	345.0	

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ網干店
所在地 姫路市網干区北新在家251
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目 3番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男
- 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 姫路市北条口四丁目4番地
代表者の氏名 原 田 昭 彦

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 姫路市北条口四丁目4番地
代表者の氏名 原 田 昭 彦

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年1月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年5月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ網干南店
所在地 姫路市網干区新在家土井の内1350ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 代表者の氏名 加 栗 章 男
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 代表者の氏名 岩 本 隆 雄
 - イ 変更後
 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 代表者の氏名 加 栗 章 男
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 代表者の氏名 岩 本 隆 雄
 - イ 変更後
 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 代表者の氏名 加 栗 章 男
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 平成25年5月22日ほか
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 平成25年5月22日ほか
- 5 届出年月日
 平成27年11月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
 平成28年1月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成28年5月12日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ岡田店
所在地 姫路市岡田字蔵の内264番地 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目 3 番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 姫路市北条口四丁目 4 番地
代表者の氏名 藤 本 昭

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目 3 番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 姫路市北条口四丁目 4 番地
代表者の氏名 藤 本 昭

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目 3 番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年 5月22日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年 5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年 1月12日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 5月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変

更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ熊見店

所在地 姫路市勝原区熊見字西ノホダ82—1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	石 井 和 正
サムシング日栄株式会社 外1者	姫路市飾磨区今在家七丁目99番地	溝 内 弘

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前 姫路市勝原区熊見字西ノホダ82—1ほか

イ 変更後 姫路市勝原区熊見字西ノホダ82—1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目4番地	藤 本 昭
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	瀧 川 清 統
サムシング日栄株式会社 外1者	姫路市飾磨区今在家七丁目99番地	溝 内 弘

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	石 井 和 正
サムシング日栄株式会社 外1者	姫路市飾磨区今在家七丁目99番地	溝 内 弘

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目4番地	藤 本 昭
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	瀧 川 清 統
サムシング日栄株式会社 外1者	姫路市飾磨区今在家七丁目99番地	溝 内 弘

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	石 井 和 正
サムシング日栄株式会社 外1者	姫路市飾磨区今在家七丁目99番地	溝 内 弘

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地

平成14年1月11日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年1月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年5月12日

(2) 提出先

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ城北店

所在地 姫路市城北本町18-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市北条口四丁目4番地

代表者の氏名 藤 本 昭

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市北条口四丁目4番地

代表者の氏名 藤 本 昭

イ 変更後

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地
代表者の氏名 岩 本 隆 雄

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
(2) 縦覧期間
平成28年1月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成28年5月12日
(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ豊富店
所在地 姫路市豊富町御蔭字四辻1291-2

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺 西 豊 彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目 4 番地	原 田 昭 彦
株式会社キリン堂	大阪府吹田市江坂町一丁目22番26号	寺 西 忠 幸

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	加 栗 章 男
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目 5 番36号	寺 西 豊 彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目 4 番地	原 田 昭 彦
株式会社キリン堂	大阪府吹田市江坂町一丁目22番26号	寺 西 忠 幸

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	加 栗 章 男
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目 5 番36号	寺 西 豊 彦

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

平成25年 5月22日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

平成25年 5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年 1月12日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 5月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西今宿複合商業施設
所在地 姫路市西今宿八丁目1001番ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名 高 橋 豊 蔵
住所 姫路市西今宿五丁目 4 番28号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前 (仮称) 西今宿複合商業施設
 - イ 変更後 西今宿複合商業施設
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 外3者	姫路市北条口四丁目 4 番地	藤 本 昭
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 株式会社プレひまわり	広島市南区段原南一丁目 3 番52号 広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	加 栗 章 男 梶 原 秀 樹
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称
平成22年 3 月 2 日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年 5 月22日ほか
- 5 届出年月日
平成27年11月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
平成28年 1 月12日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成28年 5 月12日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年 1 月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ東山店
所在地 姫路市東山181-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲 井 範 行
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸
外1者		

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目4番地	藤 本 昭
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲 井 範 行
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	中 山 章
外1者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲 井 範 行
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸
外1者		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目4番地	藤 本 昭
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲 井 範 行
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	中 山 章
外2者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
株式会社いない	鳥取県倉吉市河原町1770番地	稲 井 範 行
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸
外3者		

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年6月24日ほか

5 届出年月日

平成27年11月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年1月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年5月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

名称 イオンタウン姫路別所ショッピングセンター  
所在地 姫路市別所町別所二丁目64番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称 マックスバリュ西日本株式会社  
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号  
代表者の氏名 加 栗 章 男
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
 

ア 変更前 （仮称）姫路市別所商業施設  
イ 変更後 イオンタウン姫路別所ショッピングセンター
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

ア 変更前  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
住所 姫路市北条口四丁目4番地  
代表者の氏名 藤 本 昭

イ 変更後  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号  
代表者の氏名 加 栗 章 男
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

|                  |                  |         |
|------------------|------------------|---------|
| ア 変更前            |                  |         |
| 名称               | 住所               | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社   | 姫路市北条口四丁目4番地     | 藤 本 昭   |
| 外未定              |                  |         |
| イ 変更後            |                  |         |
| 名称               | 住所               | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社   | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
| 株式会社ナンバ          | 岡山県津山市材木町1328—25 | 難 波 賢 治 |
| 株式会社マツモトキヨシ中四国販売 | 岡山市南区福富西1丁目20—32 | 上 村 浩 司 |
| 外4者              |                  |         |
- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
平成20年10月3日
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年5月22日ほか
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年5月22日ほか
- 5 届出年月日  
平成27年11月27日





平成25年 5月22日ほか

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年 5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年 1月12日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 5月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ菅生店

所在地 姫路市夢前町菅生潤字中川原131— 1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目 3 番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 (仮称) マックスバリュ菅生店

イ 変更後 マックスバリュ菅生店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市北条口四丁目 4 番地

代表者の氏名 藤 本 昭

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目 3 番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

|                         |                    |         |
|-------------------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社<br>外 2 者 | 姫路市北条口四丁目 4 番地     | 藤 本 昭   |
| イ 変更後                   |                    |         |
| 名称                      | 住所                 | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社          | 広島市南区段原南一丁目 3 番52号 | 加 栗 章 男 |
| 株式会社勝原薬局                | 姫路市竹田町23番地         | 勝 原 真 一 |

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称  
平成22年 7月 9日
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年 5月22日ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年 5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間  
平成28年 1月12日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成28年 5月12日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市黒川町字萬四良カチ471番 7 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市別所町東這田77番地  
株式会社神和商事 代表取締役 神 行 武 彦
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年 9月10日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 -15号（27小野）

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第10号**

行政手続法（平成 5 年法律第88号）第23条第 1 項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 8 条第 3 号の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

平成28年 1月12日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

## 1 被処分者

| 氏名     | 営業所の所在地                       | 営業所の名称         | 処分事項                                |
|--------|-------------------------------|----------------|-------------------------------------|
| 佐藤 政明  | 神戸市中央区加納町4丁目6番8号 リッツ北野坂ビル地下1階 | スパッシュ          | 風俗営業の許可(平成22年5月6日生第平22-15号許可)の取消し   |
| 高衣 英次  | 神戸市中央区中山手通1丁目17番14号 東門タワービル4階 | CLUB DIVA      | 風俗営業の許可(平成19年1月17日生第平19-3号許可)の取消し   |
| 安 恵美   | 神戸市中央区下山手通2丁目4番13号 永都ビル神戸一番館  | 鈴 華            | 風俗営業の許可(平成17年10月21日生第平17-29号許可)の取消し |
| 西川 裕見子 | 姫路市魚町109番地 ハーバービル3階           | CLUB Fairy     | 風俗営業の許可(平成17年11月18日姫第平17-36号許可)の取消し |
| 前川 俊司  | 姫路市塩町183番地 桜ビル4階401号          | Venus          | 風俗営業の許可(平成21年4月6日姫第平21-11号許可)の取消し   |
| 前田 照子  | 姫路市魚町70番地 姫路シティビル4階           | メンバーズFirstレディー | 風俗営業の許可(平成2年3月28日姫第2-9号許可)の取消し      |

## 2 事務所を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部生活環境課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

## 3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に生活安全部生活環境課を経由して、兵庫県公安委員会に対し異議申立てをするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

また、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 警 察 本 部 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年1月12日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井上剛志

## 1 調達内容

## (1) 購入物品及び数量

平成28年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約

ア レギュラーガソリン 予定数量 109万リットル

イ ハイオクガソリン 予定数量 52万リットル

ウ 軽油 予定数量 7万リットル

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

(4) 納入場所

落札者が提供できる兵庫県内及び兵庫県外に存する指定給油所のうち契約担当者が指定する給油所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、アに示す金額の合計をもって落札価格とするので、イに示す合計金額を入札書に記載すること。

ア レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額と、軽油については、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額分を減じた額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額の合計

イ レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額と、軽油については見積もった契約希望金額から軽油引取税額を減じた額の108分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額の合計

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込み期間中に納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部装備課 担当 齊（いつき）  
電話（078）341-7441 内線2344

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間  
平成28年1月12日（火）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成28年2月22日（月）午前10時  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部1階 101会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成28年2月19日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の  
入札保証金を平成28年2月18日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契  
約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出  
すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険  
会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証  
金に代えて提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、県下の49警察署の管内にそれぞれ1箇所以上給油所を確保して  
いる等を確認するために「給油所保有（設置）一覧表」を提出すること。

イ 国内全都道府県に臨時給油所の設定が可能であることが確認できる書類を提出すること。

ウ ガソリン供給能力の確保のために石油元請会社の「特約店証明書」等を提出すること。

エ 納入しようとするガソリン等の品質を証明するために「品質証明書」を提出すること。

オ 上記アからエまでの証明書等は平成28年1月26日（火）までに提出すること。

カ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからエまでの提出書類に関し説明  
を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成  
28年2月19日（金）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されてい  
ること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日  
（平成28年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入  
札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオ  
に違反し無効となったもの以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又  
は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵  
庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な  
入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Takeshi Inoue, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q

(2) Products to be purchased:

a. Regular gasoline                      Approx. 1,090,000 liters

- b. High-octane gasoline    Approx.    520,000 liters  
c. Light oil                    Approx.    70,000 liters
- (3) Delivery period:  
From April 1, 2016 to March 31, 2017
- (4) Delivery places:  
The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (5) Deadline for the application forms:  
17:00 January 26, 2016
- (6) Deadline for bidding:  
17:00 February 19, 2016 by mail;  
10:00 February 22, 2016 by direct delivery
- (7) Secretariat:  
Ms. Itsuki, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2344